



第19回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2023年12月25日（月曜日）午前10時00分

開催場所

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号

東京虎ノ門グローバルスクエア コンファレンス

東京虎ノ門グローバルスクエア 4階

ビジネスコーチ株式会社

証券コード：9562

証券コード9562
2023年12月8日
(電子提供措置の開始日2023年12月3日)

株 主 各 位

東京都港区西新橋1丁目7番14号
京阪神虎ノ門ビル12階
ビジネスコーチ株式会社
代表取締役社長 細 川 馨

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、その内容である電子提供措置事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト「第19回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.businesscoach.co.jp/ir/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬 具

記

1. 開催日時 2023年12月25日（月曜日）午前10時00分（開場午前9時45分）
2. 開催場所 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
東京虎ノ門グローバルスクエア コンファレンス
東京虎ノ門グローバルスクエア 4階
3. 株主総会の目的である事項
報告事項 第19期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件

4. 議決権行使のご案内

- (1) 書面の郵送による議決権行使
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年12月22日（金）午後6時までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使
同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.net-vote.com/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2023年12月22日（金）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。
スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。
- (3) 議決権の重複行使の取り扱い
 - ① 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - ② インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) その他招集にあたっての決定事項
 - ① 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
 - ② 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

.....
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔 議決権行使ウェブサイトアドレス 〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2023年12月22日（金曜日）午後6時00分までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔 パソコンをご利用の方 〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔 スマートフォンをご利用の方 〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されているログインID及びパスワードは、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以 上

第 1 号議案 剰余金処分の件

当社は、業績動向や財務状況を踏まえ、今後の持続的な成長に向けた事業投資や財務体質の維持・強化のための支出及び配当とのバランスを総合的に勘案して安定的に実施してまいりたいと考えており、期末配当については次のとおりといたしたいと存じます。

なお、配当性向は102.8%であります。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株当たり金：50円00銭
総額：55,242,950円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年12月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

会計監査人に関する事項を明確化するため、会計監査人に関する規定を設けるため所要の変更を行うものであります。

- (1) 会計監査人の選任方法、会計監査人の任期及び報酬等についての規定を定めるものであります。
- (2) 会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって会計監査人の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定及び会計監査人と責任限定契約を締結できる旨の規定を定めるものであります。
- (3) 上記規定の新設に伴い、章及び条数を繰り下げます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
第1条～第35条 (条文省略)	第1条～第35条 (現行どおり)
(新設)	第6章 会計監査人
(新設)	(選任方法) 第36条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。
(新設)	(会計監査人の任期) 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2) 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第3号議案

取締役8名選任の件

取締役7名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、子会社を取得し、企業集団化に伴う経営管理機能の強化のため、取締役8名の選任をお諮りするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1 ほそ かわ かおる
細川 馨 (1957年10月15日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1980年 4月 セゾン生命保険株式会社 入社
1999年 4月 同社 業務部部长
2000年 4月 同社 支社開発室長
2005年 4月 当社 創業
2005年 4月 当社 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

細川馨氏は、代表取締役社長としてビジネスコーチングの普及と発展に尽力し、当社の経営を担っております。引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 所有する当社の株式数
30,000株

2 はし ば ごう
橋場 剛 (1973年6月29日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1997年 4月 アクセンチュア株式会社 入社
2005年 4月 当社 入社
2005年 4月 当社 取締役就任
2009年12月 当社 常務取締役
2010年12月 当社 専務取締役
2017年12月 当社 取締役副社長 EC事業部長
2019年 4月 当社 取締役副社長 兼コーポレートコーチング本部長
2023年 5月 当社 取締役副社長
2023年10月 当社 取締役副社長 兼エグゼクティブコーチ本部長（現任）

取締役候補者とした理由

橋場剛氏は、取締役副社長としてエグゼクティブコーチ本部を担当し、自らがエグゼクティブコーチとして多くのクライアントに貢献するとともに、エグゼクティブコーチの発掘、採用、育成とコーチング品質の維持・向上において重要な役割を果たしています。引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 所有する当社の株式数
80,000株

3 やまもと よし たか 山本 佳孝 (1959年5月17日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1983年 4月 読売広告社 入社
1995年 3月 プルデンシャル生命保険株式会社 入社
2007年 4月 同社 執行役員第一営業本部長
2011年 4月 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル
生命保険株式会社 執行役員常務 営業本部長
2014年 6月 同社 執行役員専務 営業戦略本部長
2018年 4月 同社 取締役 執行役員専務
2019年10月 当社 入社 生産本部長
2019年12月 当社 取締役就任 人材マネジメント本部長
2020年12月 当社 常務取締役 人材マネジメント本部長
2023年 1月 当社 専務取締役 人材マネジメント本部長
2023年 5月 当社 専務取締役 コーポレートコーチング本部長（現任）

取締役候補者とした理由

山本佳孝氏は、コーポレートコーチング本部を担当し、法人営業を統括するとともにコーポレートコーチの育成及び販売用コンテンツ開発の分野で重要な役割を果たしています。引き続き取締役会の構成員として他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 所有する当社の株式数
11,000株

4 すずき たか お 鈴木 孝雄 (1957年5月21日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1981年 4月 石川島播磨重工業株式会社 入社
1988年 1月 日本デジタルイクイップメント株式会社 入社
1995年 3月 日本シュナイダー株式会社 入社
1998年12月 株式会社ソリトンシステムズ 入社
2000年 3月 安田企業投資株式会社 入社
2006年 6月 同社 取締役就任
2013年 8月 ウイン・パートナーズ株式会社 入社
2015年11月 当社 入社
2015年12月 当社 取締役就任 管理部長
2016年12月 当社 常務取締役 管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由

鈴木孝雄氏は、管理本部を担当し、経営企画、経理・財務、人事・総務、法務、IT管理の分野で重要な役割を果たしています。引き続き取締役会の構成員として他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 所有する当社の株式数
2,000株

5 あお き ゆう 青木 裕 (1977年12月2日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

2001年 4 月 株式会社エム・ティ・アイ 入社
2005年 2 月 株式会社アクシアム 入社
2006年 2 月 当社 入社
2009年 1 月 当社 スクール事業部長
2011年10月 当社 プロモーション事業部長
2014年10月 当社 セミナー事業部長
2015年10月 当社 マーケティング部長
2018年12月 当社 常務取締役就任 マーケティング本部長（現任）

取締役候補者とした理由

青木裕氏は、マーケティング本部を担当し、宣伝・広報活動、セミナー・スクール事業及びパートナーコーチの採用と関係構築で重要な役割を果たしています。引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 所有する当社の株式数
4,100株

6 いし だ のり つぐ 石田 典嗣 (1964年12月24日生)

新任

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1989年 4 月 横河ヒューレット・パッカーード 入社
1997年 5 月 プルデンシャル生命保険株式会社 入社
2002年 3 月 ソフトバンク・コマース株式会社 入社
2007年 9 月 ソフトバンクBB株式会社 e-ラーニング推進室長
2011年 8 月 株式会社購買戦略研究所 代表取締役社長
2014年 4 月 株式会社購買Design 創業
2014年 4 月 株式会社購買Design 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

石田典嗣氏は、当社が子会社とした株式会社購買Designを創業し、その代表取締役として、コスト削減サービス及びITサービスの提供を中心としたビジネスモデルを構築し、事業を拡大してきた経営手腕と知見を有しております。今後は、引き続き子会社の代表取締役として経営を担うだけでなく、取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 所有する当社の株式数
一株

7 軒名 彰 (1958年1月20日生)

社 外 再 任

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

2005年 4 月 日興コーディアル・アドバイザーズ株式会社 取締役
2006年 2 月 日興コーディアル証券株式会社 執行役員
2011年 4 月 S M B C 日興証券株式会社 常務執行役員
2014年 3 月 同社 専務取締役
2016年 4 月 日興システムソリューションズ株式会社 代表取締役会長
2017年 6 月 日本郵便株式会社 取締役（現任）
2018年 6 月 上光証券株式会社（現 北洋証券株式会社）代表取締役会長（現任）
2018年 7 月 当社 取締役就任（現任）
2019年 1 月 株式会社オハラ 取締役就任（現任）
2022年 6 月 株式会社はせがわ 取締役就任（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

軒名彰氏は、日興グループ各社における豊富な経営経験、経営者としての経営知識、さらには高い見識を有しております。これらの経験、知識及び見識を生かし、社外取締役としての役割を果たしていただくことが期待できるため、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者となりました。



■ 所有する当社の株式数
一株

8 山下 美砂 (1964年12月24日生)

社 外 再 任

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

2001年 7 月 GE東芝シリコン株式会社 執行役員人事本部長（日本・アジア担当）
2005年 4 月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社 取締役人事本部長
2008年10月 GE横河メディカルシステムズ株式会社 執行役員人事本部長
2015年11月 コーチ・ジャパン合同会社 人事部長
2017年 2 月 アクサ生命保険株式会社 執行役員兼人事部門長
2019年 4 月 アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社 執行役員兼人事部門長
2020年 4 月 アクサ生命保険株式会社 常務執行役員特命担当
2021年 1 月 人事コンサルタント事務所開業（現任）
2021年 4 月 株式会社JERA グローバル人事アドバイザー（現任）
2022年 4 月 当社 取締役就任（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

山下美砂氏は、グローバル企業の人事部門における経営経験を基礎として人事コンサルタントとして活躍されており、コーチングにも造詣が深く、当社を取り巻くビジネス環境に深い理解を持っております。これらの経験、知識及び見識を活かし、社外取締役としての役割を果たしていただくことが期待できるため、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者となりました。



■ 所有する当社の株式数
一株

（注）1. 取締役候補者 軒名彰氏及び山下美砂氏は、社外取締役候補者ですが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって軒名彰氏が5年5カ月、山下美砂氏が1年8カ月

となります。

2. 当社は、軒名彰氏及び山下美砂氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。各候補者が取締役役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
4. 当社は、取締役候補者軒名彰氏及び山下美砂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以 上

1 当社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴った行動制限の解除等により、景気は緩やかな回復基調にあります。円安やエネルギー価格高騰等によるインフレ傾向から実質賃金が低下し、景気回復が諸外国に比べて遅れている状況と相まって国民に生活不安が引き起こされ、依然として先行きは不透明な状況で推移しております。

当事業年度における人材開発市場は、上場企業を対象に始まった人的資本の情報開示を契機に、人的資本投資を企業価値向上に繋げるため、自社の課題把握や人と組織活性化に関する戦略的な投資が積極的に検討され、引き続き市場全体に活発な動きが見られます。

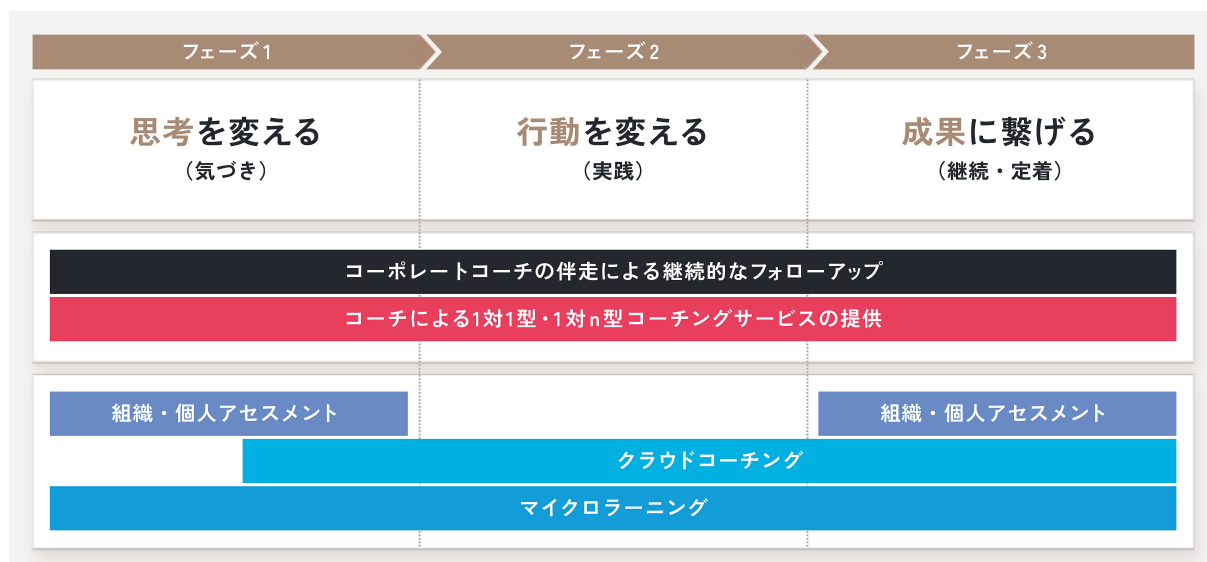
また、人材開発に関するテーマ別の状況では、組織開発やエンゲージメント向上、ジョブ型雇用、キャリア自律、リスクリング等に関連した自律型の人材育成・組織開発関連の需要が拡大しつつあります。

（注）：人材開発市場の中心となる法人研修市場の規模推計は2021年度5,210億円、2022年度5,370億円、2023年度予測5,500億円となっております。（「企業向け研修サービス市場の実態と展望 2023」矢野経済研究所）

このような状況の中、当社は、一貫して「クライアントファースト」を掲げ、顧客企業の役員・社員のエンゲージメント向上を目的として、組織内コミュニケーションの活性化を支援する1対n型コーチングサービスや、役員・社員個人のポテンシャルを引き出す支援を行う1対1型コーチングサービスを中心にクライアントのニーズにマッチしたサービスを提供し、人的資本経営の実現を目指す企業にとって頼りがいのあるパートナーである「コーポレートコーチ」として機能することを目指しています。



コーチングサービスにおいては、フェーズ1（気づき）、フェーズ2（実践）、フェーズ3（継続・定着）に区分してクライアントのニーズに応じたサービスを提供しておりますが、特に継続的にフォローアップを行うサービスの強化が顧客満足度を向上させる有力な手段と考えております。1対1型サービスでは、コーチがクライアントを継続的に支援することからサービス体系の中にフォローアップがビルトインされているので、この拡大を図るとともに、1対n型サービスでは、フォローアップ研修の実施の提案や研修の前後に活用するマイクロラーニングの強化を図るとともに、クラウドコーチング等によるサービス提供後の行動変容をモニタリングするフォローアップサービスを充実させてまいりました。



1対1型サービスの主要なKPIであるクライアント数（コーチング対象者数）は、前年同期比約14%増の1,254名となり、1対1型サービスの売上高は前年同期比で約38%成長し、構成比においても約10%増加しました。この要因としては、クライアント企業の経営陣のリーダーシップ強化・行動変容等の「個の能力開発」という目的に加え、組織風土改革・文化醸成といった「組織全体の変革・活性化」を目的に、経営陣・管理職といった複数のレイヤーに対して、同時期に1対1型サービスを導入する企業が増加したことが挙げられます。

また、クライアント数の増加率以上に、売上が増加した要因は、経営陣を対象とした高単価なエグゼクティブコーチングの割合が、平均以上に増加して売上単価を引き上げたことによります。

1対n型サービスについては、売上高は前年同期比で約14%減少しました。この要因としては、新型コロナウイルス感染症の収束による行動制限の解除等により、クライアント企業の人材教育における主眼が新入社員教育や若手社員教育に置かれたため、当社が得意とするマネジメント層に対する1対n型サービスの実施時期が後ろ倒しになったことが主な原因と考えられます。また、上記1対n型サービスについて、過年度より当社事業の成長を牽引してきた1on1導入支援のニーズが一巡した状況に対し、クライアント企業の課題が、定着し始めた1on1の活性化や有効化を実現する施策に進化してまいりましたが、その課題に対応するコンテンツの標準化と新商品開発が遅れたことも要因の一つと考えております。

その他サービスは ほぼ前年並みの数値となっております。

サービス型	2022年9月期		2023年9月期		増加額 (百万円)	増加率 (%)
	売上金額 (百万円)	構成比 (%)	売上金額 (百万円)	構成比 (%)		
1対n型	740	64.5	639	55.3	△101	△13.7
1対1型	286	24.9	396	34.3	109	38.4
その他	121	10.6	120	10.4	△1	△0.9
合計	1,148	100.0	1,155	100.0	7	0.7

当社の法人取引における顧客数は、前年同期比約4%減の329社となり、通期目標の365社には届きませんでした。また、一社当たり平均売上高は、コーポレートコーチがクライアント企業に寄り添うことにより、幅広い提案活動に繋がったこと等が奏功し、前年同期比約6%増の3.4百万円となりましたが、通期目標である3.6百万円には届きませんでした。この要因としては、コーポレートコーチ職の採用が遅れてコーポレートコーチの人数を増加できず十分な営業活動量を確保できなかったこと、コーポレートコーチに対してクライアント企業の課題の深掘りが行えるような十分な育成ができなかったことが考えられます。

サービス提供を支える契約パートナーコーチ数は、積極的な採用活動を行った結果、前年同期比約28%増の170名となりました。また、当社のコーポレートコーチの活動を支援するバックオフィス部門の社員採用は順調に進み、従業員数は事業年度末比6名純増（14.6%増）となり、事業成長に向けた基盤づくりが進捗しております。一方で、上記の通りコーポレートコーチ職の採用については、足元の人材市場の人手不足による売り手市場の環境下のため、事業年度末比で純増できず、事業成長の阻害要因となりました。

このような活動の結果、売上高は1,155,988千円（前期比0.7%増）、営業利益は83,079千円（前期比66.3%減）、経常利益は76,134千円（前期比68.8%減）、当期純利益は53,394千円（前期比69.0%減）となりました。

また、2023年7月に、クライアント企業における無形資産投資の中核である人的資本投資、DX化投資の両側面に対して、戦略的にサービス展開するために、株式会社購買 Design の株式の取得を決議し、2023年10月より子会社化いたしました。このM&Aによりサービスメニューが拡充し、人と組織の行動変容により業務プロセスが改善し、DX化推進支援により業務プロセスの可視化が進み、課題発見の迅速化や仕組構築へとつながることを期待しております。そして、人と組織が仕組みを活用し更なる行動変容が促進されるといった相互連携の実現を見込んでおります。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当社は2022年10月20日の東京証券取引所グロース市場上場に伴い公募増資により136,000株（払込金額1株につき1,904.40円）の新株発行を行い、258,998千円の資金調達を行いました。

また、2023年9月に新株予約権900個の行使により900株の新株発行を行い、612千円の資金調達を行いました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は66,753千円で、その主なものは本社移転によるもの35,753千円と、クラウドコーチングシステムに関するソフトウェアの追加開発によるもの31,000千円であります。

1-3. 財産及び損益の状況

区 分	2020年9月期 第16期	2021年9月期 第17期	2022年9月期 第18期	2023年9月期 第19期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	687,669	1,001,290	1,148,158	1,155,988
当 期 純 利 益 (千円)	15,497	156,416	172,264	53,394
1株当たり当期純利益 (円)	16.01	161.59	177.96	48.66
総 資 産 (千円)	461,416	730,274	750,064	932,040
純 資 産 (千円)	147,632	300,176	424,041	688,574
1株当たり純資産 (円)	152.51	310.10	438.06	623.22

(注) 2022年9月期以降の数値については「収益認識に関する会計基準」を適用した後の数値であります。

1-4. 対処すべき課題

人材を管理の対象とみなす「人的資源」ではなく、適切な「環境」を整備・提供すると価値の創造・増殖が起きる「人的資本」と捉えることが日本企業において強く求められつつあると考えております。

2021年6月に行われたコーポレートガバナンス・コード改訂のポイントは「人的資本に対する投資の開示」であります。その本質は「開示すること」それ自体にあるのではなく、個の自律・活性化に対して企業が重点的に投資していくことで、個々人の持つ価値の総和である企業価値を大きく高めることにありと認識しております。

無形資産の中核をなす人的資本の価値を高めるためには、従来型のインプット中心の一律教育では限界をきたしており、社員のエンゲージメント向上や一人ひとりの魅力・想いを引き出したうえでの能力発揮が不可欠となっていると考えております。

そのためのもっとも効果的なアプローチが、自己に対する自ら変容させることで自発的な成長につなげるビジネスコーチングであり、個々の生産性向上を加速させることで大企業を中心とした顧客企業の企業価値向上に貢献してまいります。

一方、上記の実現のため、社内コーポレートコーチ職及び社外パートナーコーチの質的量的充実が課題として浮き彫りとなりました。つまりクライアント企業の隠れたニーズにまで踏み込み、ビジネスコーチングをさらに拡大させるチャンスがありながら、これに十分にアプローチするだけの人数が不足してしまったことを量的な課題として捉えています。また、隠れたニーズを

コーチング提供時に把握し、提案につなげるだけの質的な充実も必要であり、質的な改善点も浮き彫りとなりました。

(1) ハイパフォーマンスモデルの確立による営業展開の強化

当事業年度では、2023年5月にコーポレートコーチング本部と人材マネジメント本部を統合して新・コーポレートコーチング本部を発足し、法人顧客を主たるステークホルダーとし、「ハイパフォーマンスモデル」の明確化と高度化を促進してまいりました。顧客に寄り添い、人的資本に関する課題解決を行う場合、顧客と当社の十分な相互理解と信頼関係の確立が不可欠であるため、法人営業を担うコーポレートコーチ職の人員増強が必要であります。当事業年度においては採用による社員数増加が計画未達となり、十分な営業活動量を確保することができませんでした。そのため、採用方法や採用募集チャネル等の見直しを行い、計画通りの採用を実現することで人的資本を確保し、営業展開を強化してまいります。同時に、社内教育によるコーポレートコーチ職の専門知識レベルの向上、パートナーコーチとの連携の緊密化、サービス提供を支えるオペレーション担当者の効率化等を図り、より多くの顧客にライフタイムバリュー（顧客生涯価値）を最大化する体系的サービス提供を実現してまいります。

(2) 1対1型サービスの普及推進

当事業年度では、ビジネスリーダー・ビジネスパーソンコーチングを含む1対1型サービスのクライアント（コーチング対象者）数が前年同期比14%増の1,254名となりました。

当社では、マネジメント層の経営力強化や次世代経営者を選抜・育成するプロセスにはエグゼクティブコーチングが有効であると考えており、ミドル層以下のクライアントには個人の課題に合わせた人材育成手段としてのビジネスリーダー・ビジネスパーソンコーチングが、エンゲージメント向上に有効であることが認識され始めた結果であると考えております。

今後も、クライアントのニーズに合わせて1対1型サービスの普及に尽力してまいります。

(3) 1対n型サービスの成長性回復

1対n型サービスに関しては、2023年9月期の売上は前年同期比で約14%の減少とな

りました。新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴った行動制限の解除等により、2023年4月からのクライアント企業の人材教育における主眼が対面による新入社員教育・若手社員教育に置かれたため、当社が得意とするマネジメント層に対する1対n型サービスの実施時期が後ろ倒しになったこと、及び過年度より当事業の成長を牽引してきた1on1導入支援のニーズが一巡した状況に対し、クライアント企業の課題が、定着し始めた1on1の活性化や有効化を実現する施策に進化してまいりましたが、その課題に対応するコンテンツの標準化が遅れたことも要因の一つと考えております。

クライアント企業と対話を重ねていく中で、1on1によりチームメンバーとのコミュニケーションを活性化した管理職がプロフェッショナルマネージャーとして飛躍するために必要な考え方を習得し、それに対応した言動を自発的に実現するためのプログラムに対するニーズが明確になってきましたので、このプログラムを標準化し、これを中核として1対n型サービスの復活を実現してまいります。

(4) サービス提供力の増強と生産管理の強化

コーチ等の増員によるサービス提供力の増強は、質と量の両面において当社の課題であります。当事業年度においてもサービス提供力の増強を実施し170名のパートナーコーチと契約をしております。今後もコンスタントにパートナーコーチを増員してサービス提供力を量と質の両面から増強を図ってまいります。

(5) ガバナンス体制の強化推進

当社は2022年10月に東京証券取引所グロース市場に上場し、コーポレートガバナンス報告書を提出しております。現状ではコーポレートガバナンス・コードの5つの基本原則にコンプライしている状況ですが、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、全原則への対応を推進してまいります。

また、当社は7月に株式会社購買Designの子会社化を決定し、第19期終了後の10月2日に株式取得により子会社化を完了しております。

これに関連して2023年10月16日の当社の取締役会で、内部統制システムの基本方針を改訂し、企業集団における業務の適正性の確保に関する方針を定めましたので、これに則って株式会社購買Designにおいてもコーポレートガバナンスへの対応を推進してまいります。

1-5. 主要な事業内容

- (1) ビジネスコーチング・サービス
- (2) HRテックサービス
- (3) 人事関連コンサルティング及びアドバイザリーサービス
- (4) セミナー事業
- (5) ビジネスコーチ、人事コンサルタント等のスクール運営並びに資格発行
- (6) その他上記に関連する事項

1-6. 主要な事業所並びに使用人の状況

- (1) 主要な事業所

本社及びコーチングスペース：東京都港区西新橋1丁目7番14号 京阪神虎ノ門ビル12階

- (2) 使用人の状況

区 分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
合計又は平均	47	+6	39.1	3.7

1-7. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	33,344千円
株式会社みずほ銀行	25,835千円
興産信用金庫	9,000千円

1-8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業拡大とそれに即応できる財務体質の強化を前提に、株主への利益還元を安定的かつ継続的に行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、当社は中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、年1回の期末配当を基本的な方針としております。

なお、配当については配当性向30%を目途とし、安定的かつ継続的な配当を実施してまいります。具体的な金額については、過去の配当実績を踏まえ、都度、経営状況を勘案して決定いたします。

1-9. その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年7月18日開催の取締役会において、株式会社購買Designの株式を取得することを決議しました。同社は、2014年4月の設立以来、ITとシステムを活用し、クライアント企業の購買活動のフォローアップ等を通じた稼ぐ力とESGの両立に向けた支援、DXに関するコンサルティング及び設計・運用サポートを通じて、生産性向上と持続可能性の高い社会の実現に貢献しております。

今回の株式の取得を通じて、株式会社購買Designをグループに迎え入れることで、クライアント企業における無形資産投資の中核である人的資本投資、DX化投資の両側面に対して、戦略的にサービス展開することが可能になります。また、人と組織の行動変容により業務プロセスが改善し、DX化推進支援により業務プロセスの可視化が進み、課題発見の迅速化や仕組構築へとつながります。そして、人と組織が仕組みを活用し更なる行動変容が促進されるといった相互連携の実現が見込まれます。これにより、従来以上にクライアント企業の企業価値向上の支援に貢献できると考え、今後のグループ全体としての持続的成長と企業価値向上に有効であると判断いたしました。

当該株式取得に伴い、2024年9月期より、株式会社購買Designは当社の連結子会社となります。

2 株式に関する事項

2-1. 上位10名の株主の状況

(1) 発行可能株式総数	3,600,000株
(2) 発行済株式の総数	1,104,900株
(3) 株主数	950名
(4) 大株主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社コーチ・エフ	402,200	36.40%
橋 場 剛	80,000	7.24%
細 川 馨	30,000	2.71%
田 中 広 道	30,000	2.71%
諸 橋 奈 々	22,000	1.99%
菅 原 泰 男	20,000	1.81%
湊 伸 悟	20,000	1.81%
J P モルガン証券株式会社	16,400	1.48%
伊 藤 善 廣	16,000	1.44%
栗 原 保 雄	12,000	1.08%
吉 田 有	12,000	1.08%

3 新株予約権等に関する事項

3-1. 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

名 称	第3回新株予約権
新株予約権の数	18,500個
保有人数：当社取締役（社外取締役を除く）	3人
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 18,500株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり金600円
新株予約権の行使期間	2018年6月1日から2025年9月30日まで
新株予約権の主な行使条件	本新株予約権の行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要す。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合その他取締役会が認めた場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で定めたところによる。

3-2. 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役の状況

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
細 川 馨	代表取締役社長	
橋 場 剛	取締役副社長	
山 本 佳 孝	専務取締役 コーポレートコーチング本部長	
鈴 木 孝 雄	常務取締役 管理本部長	
青 木 裕	常務取締役 マーケティング本部長	
軒 名 彰	取締役	北洋証券株式会社代表取締役会長 日本郵便株式会社取締役 株式会社オハラ取締役 株式会社はせがわ取締役
山 下 美 砂	取締役	人事コンサルタント（個人事業主） 株式会社JERAグローバル人事アドバイザー
森 下 政 一	常勤監査役	
田 中 広 道	監査役	田中税理事務所代表 株式会社アンス・フォー・ダイス代表取締役
中 野 純 一	監査役	

（注１）取締役軒名彰氏及び取締役山下美砂氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

（注２）常勤監査役森下政一氏、監査役田中広道氏及び監査役中野純一氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

（注３）当社は、取締役軒名彰氏、山下美砂氏、監査役森下政一氏、田中広道氏及び中野純一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（注４）常勤監査役森下政一氏は、前職において経営管理本部長、常勤監査役として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（注５）監査役田中広道氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（注６）監査役中野純一氏は、事業会社において長年の管理監督経験や法人運営経験があり、経営や組織統制に関する相当程度の知見を有するものであります。

4-2. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2021年12月20日であり、決議の内容は、年間報酬総額の上限を取締役は500百万円、うち社外取締役分50百万円（決議時点での取締役の員数は6名、うち社外取締役の員数は1名。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役は50百万円（決議時点の監査役の員数は3名）とするものです。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動として2022年12月21日開催の取締役会において個々の取締役の報酬等の額を決定しております。

個々の取締役の報酬等の額の決定をするにあたっては、代表取締役社長及び社外取締役の3名で、透明性を確保して客観的に協議した結果に基づく業務執行取締役の個人別報酬案と、代表取締役社長及び管理本部長で透明性を確保して客観的に協議した結果に基づく社外取締役の個人別報酬案を取締役会に諮り、原案通り決定しております。

当社の役員が第19期事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

なお、社外取締役より、取締役の報酬は固定報酬と業績連動報酬の組み合わせによる報酬体系を導入すべきと提案されており、今後、導入に向けて検討を行ってまいります。

4-3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (うち、社外取締役)	7名 (2名)	119,589千円 (7,740千円)
監 査 役 (うち、社外監査役)	3名 (3名)	13,600千円 (13,600千円)
合 計 (うち、社外役員)	10名 (5名)	133,189千円 (21,340千円)

4-4. 責任限定契約に関する事項

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されております。

4-5. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社のすべての取締役及び監査役を被保険者として、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するための役員等賠償責任保険契約を締結しております。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

4-6. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人との関係

会社における地位	氏 名	重要な兼職の状況
取締役	軒 名 彰	北洋証券株式会社代表取締役会長 日本郵便株式会社取締役 株式会社オハラ取締役 株式会社はせがわ取締役
取締役	山 下 美 砂	人事コンサルタント（個人事業主） 株式会社JERAグローバル人事アドバイザー
監査役	田 中 広 道	田中税理事務所代表 株式会社アンス・フォー・ダイス代表取締役

(注) 各社外取締役及び社外監査役の上記兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏 名	活動状況
取締役	軒 名 彰	当事業年度中に開催された取締役会19回のうち18回に出席し、企業経営に関する経験と知見をもとに、議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。 また、当社の東京証券取引所グロース市場上場にあたって、証券会社の取締役の経験から適宜必要な発言を行っております。
取締役	山 下 美 砂	当事業年度中に開催された取締役会19回のすべてに出席し、企業経営及び人材開発事業に関する経験と知見をもとに、議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。
常勤監査役	森 下 政 一	当事業年度中に開催された取締役会19回のすべてに、監査役会16回のすべてに出席し、企業経営に関する経験と見識、経理及び財務の知見をもとに、議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。
監査役	田 中 広 道	当事業年度中に開催された取締役会19回のすべてに、監査役会16回のすべてに出席し、税理士としての専門的な見地から議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。
監査役	中 野 純 一	当事業年度中に開催された取締役会19回のすべてに、監査役会16回のすべてに出席し、経営や組織統制に関する知見をもとに議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人に関する事項

5-1. 名称

区 分	名 称	備 考
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人	2022年6月20日就任

5-2. 会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

監査証明業務に基づく報酬	27,000千円
非監査証明業務に基づく報酬	3,000千円
合計	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記5-2の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査報酬については、会計監査人からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、双方協議のうえ決定しております。監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度監査計画と実績の比較、監査時間・配員等の見積りの根拠及び報酬額の推移並びに監査体制を確認したうえで報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、上場する際のコンフォートレター作成業務を委託しています。

5-3. 解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。監査役会はEY新日本有限責任監査法人と緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。その結果、監査法人が有効に機能し、監査品質に相対的優位性があるものと判断しております。

また、「会計監査人の解任又は不再任の決定方針」については、以下の3事項が解任・不再任の議案提出決定の要素として定めております。

1. 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合。
2. 会社法、公認会計士法の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合。
3. その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列挙し、それらの観点から監査を遂行するのに不十分であると判断した場合等。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

6-1. 決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制等の整備を目的に、2016年3月22日の取締役会において下記「内部統制システムの基本方針」を定め、随時これを見直しして運用しております。

内部統制システムの基本方針

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会は、当社の「パーパス」、「ミッション」、「ビジョン」、「行動指針」を制定し、取締役及び使用人に周知徹底することにより、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成していくことを目指します。
2. 内部監査に関する業務については、社長が任命した社員を内部監査担当者とし、業務が法令・定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証します。
3. 当社の財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切に報告する体制を整備し、運用します。
4. 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係も持たず、毅然とした姿勢で対応します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を「文書管理規程」において定めます。
2. 責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を、定款・法令及び社内規程に基づき、定められた期間において厳正に管理・保管します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 経営上のリスクの分析及び対策の検討については、リスク管理委員会が行います。
2. 各部署においては、リスク管理規程に基づき運用・管理を行うことにより、リスク低減に努めます。万が一、不測の事態が発生した場合には、社長以下で構成する対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の被害を防止し最小限に留めるよう努めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、迅速に意思決定を行います。
2. 取締役会の決定に基づく職務執行については、組織管理規程、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において、それぞれ責任者及びその職務内容、執行手続きの詳細について定めます。
3. 業績管理に関しては、取締役会において、年度毎に予算・事業計画を策定し、月次で予実管理を行います。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、子会社等が存在しないため、該当ありません。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置します。
2. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けません。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

1. 監査役は、当社の重要な決裁資料及び関係資料を閲覧できるものとします。
2. 重大な定款違反、法令違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、当社の取締役は監査役に速やかに報告します。
3. 内部通報窓口担当者は、当社の使用人からの内部通報について、その内容が法令・定款違反等の恐れのあるときは、監査役へ報告します。

8. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社は、内部通報窓口担当者に報告を行った使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1. 監査役がその職務の執行について生じる費用等の請求をしたときは、その職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理をします。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、内部監査担当者との連携を基に、適切な意思疎通及び効果的な監査を遂行します。また、必要に応じて、会計監査人に報告を求めます。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、反社会的勢力対策規程において「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除する」旨を定めております。
2. 当社では、取引先が反社会的勢力ではないことを確認するプロセスを業務フローの中に組み込んで反社会的勢力との関係を根絶するとともに、従業員に対して反社会的勢力排除の教育を実施しております。更に、「公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センター」の賛助会員となり、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万々に備えた体制整備に努めております。

6-2. 体制の運用状況の概要

当事業年度における体制の運用状況の概要は、下記の通りであります。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 内部監査担当者による内部監査を12回実施し、代表取締役が監査結果を取締役会に報告いたしました。
- 監査役会による取締役面談を7回実施いたしました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役会議事録及び資料は、セキュリティが確保された場所で適切に保管しました。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 期中にリスク管理委員会を12回開催し、リスク管理委員長がリスク評価結果を取締役会に2回報告しました。
- 個人情報保護監査責任者による個人情報保護監査を5回実施し、代表取締役が監査結果を取締役会に報告しました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 定時取締役会を12回、臨時取締役会を7回開催し、30件の議案を審議して迅速に意思決定を行いました。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 当社は子会社を持たないため、該当事項はありません。

6. **監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
 - 監査役は、内部監査担当者と内部監査報告会を34回開催し、毎月内部監査の報告を受け、また、監査役会から確認及び改善指示の実施と運用における改善確認を適時行いました。
7. **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制**
 - 電子承認システムにより重要な決裁に関わる承認申請として、期中に142件の稟議書の承認を報告しました。
 - 監査役は、当社の取締役会、営業会議、その他主要会議に計84回出席しました。
8. **監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
 - 内部通報制度を準用し、当社は報告者に対する保護を保証しています。
9. **監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
 - 監査役の職務に必要な費用について、監査役の請求に従い速やかに処理しました。
10. **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
 - 監査役は、内部監査担当部者との連携を基に、適切な意思疎通及び効果的な監査を遂行しました。
11. **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**
 - 新規取引先と取引を開始する前に、全件について反社会的勢力ではないことの確認を実施しました。
 - 既存取引先は、1年に1回の再確認を実施しました。

貸借対照表 (2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	791,722	流動負債	207,940
現金及び預金	561,109	買掛金	34,399
売掛金	167,664	1年内償還予定の社債	15,000
仕掛品	6,245	1年内返済予定の長期借入金	37,654
貯蔵品	29	未払金	14,716
前払費用	34,461	未払費用	9,971
未収還付法人税等	15,510	契約負債	86,768
その他	6,701	賞与引当金	6,637
		その他	2,793
固定資産	139,644		
有形固定資産	33,531	固定負債	35,525
建物	21,929	社債	5,000
工具・器具及び備品	16,310	長期借入金	30,525
減価償却累計額	△4,708		
無形固定資産	54,348	負債合計	243,465
ソフトウェア	54,348		
投資その他の資産	51,765	純資産の部	
出資金	60	株主資本	688,574
敷金	48,375	資本金	208,205
繰延税金資産	3,329	資本剰余金	165,805
繰延資産	673	資本準備金	165,805
社債発行費	673	利益剰余金	314,636
		その他利益剰余金	314,636
		繰越利益剰余金	314,636
		自己株式	△72
資産合計	932,040	純資産の部合計	688,574
		負債・純資産の部合計	932,040

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,155,988
売上原価		383,344
売上総利益		772,644
販売費及び一般管理費		689,564
営業利益		83,079
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	29	
その他	45	80
営業外費用		
支払利息	957	
社債利息	76	
社債発行費償却	716	
上場関連費	5,274	7,025
経常利益		76,134
税引前当期純利益		76,134
法人税、住民税及び事業税等	12,666	
法人税等調整額	10,073	22,740
当期純利益		53,394

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	78,400	36,000	36,000	309,641	309,641		424,041	424,041
当期変動額								
新株の発行	129,805	129,805	129,805				259,610	259,610
剰余金の配当				△48,400	△48,400		△48,400	△48,400
当期純利益				53,394	53,394		53,394	53,394
自己株式の取得						△72	△72	△72
当期変動額合計	129,805	129,805	129,805	4,994	4,994	△72	264,532	264,532
当期末残高	208,205	165,805	165,805	314,636	314,636	△72	688,574	688,574

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価方法及び評価基準

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産……………定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）
を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物（建物附属設備）……………4年～10年

工具・器具及び備品……………2年～6年

- ② 無形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

自社利用のソフトウェア……………5年

3. 引当金の計上基準

賞与引当金……………従業員賞与等の支出に備えるために設定しており、支給見込み額に基づき当期に負担すべき金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、コーチが直接クライアント（コーチング対象者）に対してコーチングを行う1対1型サービス、コーチが管理職等のコーチングスキルを活用したいクライアントグループに対してコーチングスキルやノウハウの習得を支援する1対n型サービス及びその他サービスを主な事業としており、いずれのサービス型においても役務提供サービスとシステム提供サービスを含んでおります。

コーチングサービス等の役務提供サービスでは、顧客との業務委託契約（準委任契約）に基づいて最小単位のコーチングサービスが提供された時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

クラウドコーチング等のシステム提供サービスでは、顧客との業務委託契約による役務提供であり、その履行義務は期間の経過に応じて充足されることから、一定期間に渡り収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法…社債発行費は、定額法により5年で償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：千円)

	当事業年度
1 対 n 型サービス	639,393
1 対 1 型サービス	396,054
その他のサービス	120,541
顧客との契約から生じる収益	1,155,988
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,155,988

(注) 当社は、人材開発事業の単一セグメントであります。顧客との契約から生じる収益を提供するサービス型に分解した情報を記載しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記の4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(ア) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	216,325
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	167,664
契約負債（期首残高）	67,747
契約負債（期末残高）	86,768

(注) 契約負債は、顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(イ) 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は67,747千円であります。

(ウ) 履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明

契約負債は、主に、顧客との業務委託契約に基づいて受託した業務（サービス）の履行に先立って顧客から受領した対価に関連するものであり、契約に基づき履行した時点で収益に振替えられます。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

6. 貸借対照表に関する注記

担保に供している資産及び担保に関わる債務

担保に供している資産

定期預金 30,027千円

担保に係わる債務

1年内返済長期借入金 21,658千円

長期借入金 11,686千円

計 33,344千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	968,000	136,900	0	1,104,900

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

新規上場に伴う新株発行による増加 136,000株

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 900株

(2) 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	0	41	0	41

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取による増加 41株

(3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年12月21日 定時株主総会	普通株式	48,400	50	2022年 9月30日	2022年 12月22日	利益剰余金

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年12月25日 定時株主総会	普通株式	55,242	50	2023年 9月30日	2023年 12月26日	利益剰余金

(4) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当期末残高 (千円)	摘要
		当期首	当期増加	当期減少	当期末		
第3回 新株予約権	普通株式	24,000	—	—	24,000	—	
第4回 新株予約権	普通株式	8,000	—	900	7,100	—	
合計		32,000	—	900	31,100	—	

(注) 第4回新株予約権の当期減少は、新株予約権の行使によるものであります。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金を社債の発行及び金融機関からの借り入れにより調達しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に運転資金として調達したものであり、返済及び償還は決算日後、最長で3年後であります。

③ 金融商品に係わるリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約債務不履行等に係わるリスク）の管理

当社は、役務提供を主体とする事業を行っているため、可能な限り役務提供前に対価を受領することで信用リスクの低減に努めております。

営業債権となったものについては、相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 資金調達に係わる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理本部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算定された価

額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金	48,375	45,702	△2,672
資産計	48,375	45,702	△2,672
(1) 長期借入金（１年内返済予定を含む）	68,179	68,173	△5
(2) 社債（１年内償還予定を含む）	20,000	19,914	△85
負債計	88,179	88,088	△90

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払費用」

については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
(1) 敷金	—	45,702	—	45,702
資産計	—	45,702	—	45,702
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	68,173	—	68,173
(3) 社債（1年内償還予定を含む）	—	19,914	—	19,914
負債計	—	88,088	—	88,088

（注）時価の算定の用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

敷金の時価は、国債利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。なお、貸借対照表に計上しております短期借入金のうち、1年内返済予定の長期借入金に該当するものは、当該項目に含めて記載しております。

社債（1年内償還予定の社債を含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

発生原因	金額 (千円)
繰延税金資産	
賞与引当金	2,327
資産除去債務	181
貯蔵品評価損	39
一括償却資産超過額	1,356
その他	149
繰延税金資産小計	4,053
評価性引当額	—
評価性引当額小計	—
繰延税金資産合計	4,053
繰延税金負債	
未収還付事業税等	△723
繰延税金負債合計	△723
繰延税金資産の純額	3,329

10. 関連当事者に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	623円22銭
1株当たり当期純利益	48円66銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による子会社化)

当社は、2023年7月18日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社購買Designの株式を50.2%取得して、子会社化することについて決議し、同日付で締結した株式譲渡契約の通り、同年10月2日に株式を取得し子会社化いたしました。

(1)株式取得の目的

当社は、2023年7月18日開催の取締役会において、株式会社購買Designの株式を取得することを決議しました。同社は、2014年4月の設立以来、ITとシステムを活用し、クライアント企業の購買活動のフォローアップ等を通じた稼ぐ力とESGの両立に向けた支援、DXに関するコンサルティング及び設計・運用サポートを通じて、生産性向上と持続可能性の高い社会の実現に貢献しております。

今回の株式の取得を通じて、株式会社購買 Design をグループに迎え入れることで、クライアント企業における無形資産投資の中核である人的資本投資、DX 化投資の両側面に対して、戦略的にサービス展開することが可能になります。また、人と組織の行動変容により業務プロセスが改善し、DX 化推進支援により業務プロセスの可視化が進み、課題発見の迅速化や仕組み構築へとつながります。そして、人と組織が仕組みを活用し更なる行動変容が促進されるといった相互連携の実現が見込まれます。これにより、従来以上にクライアント企業の企業価値向上の支援に貢献できると考え、今後のグループ全体としての持続的成長と企業価値向上に有効であると判断いたしました。

当該株式取得に伴い、2024年9月期より、株式会社購買Designは当社の連結子会社となります。

(2)買収する会社の名称、事業内容、規模

被取得企業の名称	株式会社購買Design
事業の内容	DX推進支援のための経営原資の獲得及びIT環境開発ツールの提供・開発
資本金の額	20,000,000円

(3)株式取得の時期 2023年10月2日

(4)株式取得後の企業の名称 変更ありません。

(5)取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

- ①取得する株式の数 241株
- ②取得価額 251,041千円
- ③取得後の持分比率 50.2%

(6)支払資金の調達及び支払方法 自己資金

(7)取得企業を決定するに至った根拠 当社が現金を対価として株式を取得することによります。

(8)主要な取得関連費用の内容及び金額 アドバイザリー他に対する報酬・手数料（概算額）8,576千円

(9)発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間 現時点では、確定しておりません。

(10)株式取得日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 現時点では、確定しておりません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月30日

ビジネスコーチ株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 太
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビジネスコーチ株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第19期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年7月18日開催の取締役会において、株式会社購買Designの株式を50.2%取得して、子会社化することについて決議し、同年10月2日に株式を取得し子会社化している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022（令和四）年10月1日から2023（令和五）年9月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査部門及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005（平成17）年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023（令和五）年11月30日

ビジネスコーチ株式会社
監査役会

常勤監査役（社外監査役） 森 下 政 一 ㊞

監査役（社外監査役） 田 中 広 道 ㊞

監査役（社外監査役） 中 野 純 一 ㊞

以 上

株主総会会場のご案内

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
東京虎ノ門グローバルスクエア コンファレンス
東京虎ノ門グローバルスクエア 4階

TEL (03)6712-7147 (代)



交通機関のご案内

- ・銀座線「虎ノ門駅」より直結・徒歩1分（12番出口）
- ・丸ノ内線、日比谷線、千代田線「霞ヶ関駅」より徒歩4分（A12出口）
- ・三田線「内幸町駅」より徒歩6分（A3出口）
- ・日比谷線「虎ノ門ヒルズ駅」より徒歩6分（地下通路直結）

株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。